

2020年12月10日

中止となった公演のチケット料金を寄附することによる税優遇制度について

京都市交響楽団

この制度は、新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等となった文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」とみなし、税優遇(寄附金控除)を受けられるものです。

京都市交響楽団では、寄附のご意思でチケット料金の払い戻しを希望されなかったお客様がいらっしゃることを踏まえ、中止となった公演を税優遇(寄附金控除)が受けられる『指定行事』として申請し、文部科学省(文化庁)より認可を受けております。

税優遇制度対象公演(中止公演)

京都市交響楽団 第 643 回定期演奏会 (2020年3月28日～29日・京都コンサートホール)	オーケストラ・ディスカバリー2019 第4回 ～オーケストラが描く世界～ (2020年3月15日・京都コンサートホール)
京都市交響楽団 第 644 回定期演奏会 (2020年4月24日・京都コンサートホール)	オーケストラ・ディスカバリー2020 第1回 どこかで聴いたオーケストラ (2020年6月21日・京都コンサートホール)
京都市交響楽団 第 645 回定期演奏会 (2020年5月16日～17日・京都コンサートホール)	スプリング・コンサート (2020年4月12日・京都コンサートホール)
京都市交響楽団 第 646 回定期演奏会 (2020年6月26日・京都コンサートホール)	

中止公演のチケット料金を払い戻しされなかったお客様におかれましては、税優遇(寄附金控除)に必要な証明書の発行をさせていただきますので、ご希望の方は下記の手順でお申し込みをお願いします。(制度について、詳しくは文化庁のウェブサイトや別添のチラシをご覧ください)

受付期間: 令和2年12月10日(木)～令和3年2月26日(金)

※証明書の発行には1カ月程度かかります。お早めにお申し込みください!

■各種プレイガイドでご購入のお客様(上記中止公演の払い戻しをされなかったお客様)

<京都コンサートホール・ロームシアター京都>オンラインチケット(インターネット)、チケットカウンター(電話予約および窓口)、<ローソンチケット>、<チケットぴあ>

『チケット料金の寄附による税優遇制度 証明書発行依頼書』を印刷、記入いただいた上で
京都市交響楽団チケット寄附担当窓口 まで FAX または 郵送 をお願いします。

※チケットをまだお手元にお持ちの方は、郵送の場合:同封、FAXの場合:コピー を添付してください。
(すでにチケットをお持ちでない場合はそのまま発行依頼書のみお送りください。
購入情報が確認できましたら証明書を発行いたします。)

【送付先・お問合せ先】

〒603-8134 京都市北区出雲路立本町 86-1 京都市交響楽団チケット寄附担当窓口
TEL:(075)222-0347 FAX:(075)222-0332 Mail:ticket.info@kyoto-symphony.jp

チケット料金の寄附による税優遇制度
証明書発行依頼書

記入日 年 月 日

申込人 (証明書発行名義)	フリガナ	チケットの予約者名と(証明書)申込人が違う場合はこちらに予約者名 を記入してください ()		
送付先住所	〒 -			
電話番号		メールアドレス	@	
会員種別 ※いずれかに○	京響友の会会員 ・ フレンズ会員 Club(クラブ)会員 ・ どれにも該当しない	会員番号 ※分かる場合はご記入ください		
寄附対象公演 ↓証明書の発行を希望する公演の口にチェック(✓)してください		チケットの購入情報 ※寄附金額はチケットの購入金額となります。チケット寄附担当にて購入情報をもとに証明書を発行させていただきます。 (割引での購入の場合は割引価格での寄附金額となります)		
		枚数	座席番号	購入場所など
<input type="checkbox"/>	オーケストラ・ディスカバリー2019 第4回 ～オーケストラが描く世界～ (2020年3月15日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	オーケストラ・ディスカバリー2020 第1回 ～どこかで聴いたオーケストラ～ (2020年6月21日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	第643回定期演奏会 (2020年3月28日～29日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	第644回定期演奏会 (2020年4月24日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	第645回定期演奏会 (2020年5月16日～17日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	第646回定期演奏会 (2020年6月26日・京都コンサートホール)			
<input type="checkbox"/>	スプリング・コンサート (2020年4月12日・京都コンサートホール)			
【払戻請求権放棄に係る宣誓】				
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 御中				
私は、中止等により払戻しが行われた行事に係るチケット等について、払戻期間中に払戻しを受けませんでした。これは主催者への寄附の意思を有していたことによるものであることをここに宣誓します。				
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">署名(自署)</div>				
(申込人(証明書発行名義)と同じである必要があります)				

※チケットをお手元にお持ちの方は 郵送の場合:同封 , FAXの場合:コピー を添付してください。
(すでにチケットをお持ちでない場合はそのまま発行依頼書のみお送りください。購入情報が確認できましたら証明書を発行いたします。)

記入例

チケット料金の寄附による税優遇制度
 証明書発行依頼書

証明書の中に申出日(チケット等の
 払戻請求権を放棄した日)として
 表示されますので必ず記入してください。

寄附控除の対象はチケット代金を負担した方になります
 ご予約時のお名前が違う場合には右の欄に予約名を記入してください

記入日 **2020年12月20日**

申込人 (証明書発行名義)	フリガナ キョウキョウ トモコ 京響 友子		チケットの予約者名と申込人が違う場合はこちらに 購入時の予約名 を記入してください	
送付先住所	〒 603 - 8134 京都市北区出雲路立テ本町86番1 シンフォニーマンション鴨川501			
電話番号	075-744-0252	メールアドレス	kyotomo @ kyoto.com	
会員種別 ※いずれかに○	京響友の会会員 ・フレンズ会員 Club(クラブ)会員・どれにも該当しない	会員番号 ※分かる場合は ご記入ください	K330001 会員の方はこちらにも記入してください	
寄附対象公演 ↓証明書の発行を希望する公演の口にチェック(✓)してください		枚数	座席番号	購入場所など
<input checked="" type="checkbox"/>	オーケストラ・ディスカバリー2019 第4回 ～オーケストラが描く世界～ (2020年3月15日・京都コンサートホール)	大人3 小人1	自由席	京都コンサートホール オンライン
<input checked="" type="checkbox"/>	オーケストラ・ディスカバリー2020 第1回 ～どこかで聴いたオーケストラ～ (2020年6月21日・京都コンサートホール)	大人1	1階25列33番	
<input checked="" type="checkbox"/>	第643回定期演奏会 (2020年3月28日～29日・京都コンサートホール)	S席 2枚	1階15列33番 2階LB2-9	チケットぴあ
<input checked="" type="checkbox"/>	第644回定期演奏会 (2020年4月24日・京都コンサートホール)	2枚	不明	京都コンサートホール チケットカウンター
<input type="checkbox"/>	第645回定期演奏会 (2020年5月16日～17日・京都コンサートホール)	購入情報を照会しますので分かる範囲での 情報を詳しく記入してください。		
<input type="checkbox"/>	第646回定期演奏会 (2020年6月26日・京都コンサート)			
<input type="checkbox"/>	スプリング・コンサート (2020年4月12日・京都コンサートホ)			
【払戻請求権放棄に係る宣誓】				
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 御中				
私は、中止等により払戻しが行われた行事に係るチケット等について、払戻期間中に払戻しを受けませんでした。これは主催者への寄附の意思を有していたことによるものであることをここに宣誓します。				
申込人と署名は必ず同じ方のお名前としてください。		署名(自署) 京響 友子		

・購入情報をもとに証明書を発行させていただきます。
 ・寄附金額はチケットの購入代金となります。
 (割引での購入の場合は割引価格での寄附金額となります)

ご記入の上、FAXまたは郵送にて京都市交響楽団までお送りください。

↓郵送される方は切り取って宛名ラベルとしてご利用ください

<京都市交響楽団チケット寄附担当窓口>
 FAX: (075)222-0332

〒603-8134
 京都市北区出雲路立テ本町86番1
 京都市交響楽団チケット寄附担当窓口 行

チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(減税)を受ければ、チケット代の一部が戻ってくる新たな制度を創設しました。

皆さんが応援するチーム・アスリートやアーティストなど、文化芸術・スポーツにかかわる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい制度です。

寄附控除適用までの具体的な流れ

STEP 1

主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表します。

- ▶本制度は主催者がイベントの指定を受けることが必要であり、要件を満たす全てのイベントが自動的に対象になるものではありません。
 - ▶参加イベントが対象となっているかについては、必ず文化庁・スポーツ庁のHP(申請中イベント、指定イベントの一覧を公表)あるいは主催者のオフィシャルサイトをご確認ください。
- ※目下体制を縮小している主催者団体も多くございますので、お電話などによる直接のお問い合わせの前に、必ず公表情報をご確認ください。

STEP 2

①主催者に払戻しを受けない意思を連絡します。

- ▶主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡してください。
- ▶その際チケット原本が必要な場合もありますので、**お手元のチケットは必ず保管しておくようにしてください。**

②主催者から2種類の証明書をもらいます。

- ▶主催者から「**指定行事証明書**」、「**払戻請求権放棄証明書**」の2種類の証明書が届きますので、大切に保管してください。

STEP 3

翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。

- ▶STEP2-②で主催者から交付を受けた2種類の証明書を、確定申告書や他の必要書類と共に税務署に提出します。

※確定申告はe-Taxが便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※年末調整の対象とはなりませんので、税務署での申告が必要です。

※年間で合計20万円までのチケット代金分が、この制度の税優遇の対象となります。

よくあるご質問

Q1 既に払戻しを受けていたら、対象にならないのですか？

▶既に払い戻してしまっていたとしても、**主催者に対して、その払戻分を寄附することを連絡し、その後、実際に寄附を行えば、対象となります。**

▶詳しい手続き方法については、主催者にお問い合わせください。

※法律の施行から9か月以内に、上記の払戻分の寄附を行っていただく必要があります。なお、法律の成立から6か月が経過した後に払戻しを受けた場合は特例の対象となりませんので、ご注意ください。

Q2 学生なので所得税を納めていません。その場合は対象にならないのですか？

▶今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたのチケット代金を親(納税者)が負担している場合には、その方が**寄附金控除を受けることとなります。**

▶なお、**主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とその方が放棄した金額を記載してください。**

Q3 どのくらい減税されますか？

▶「**寄附**」合計額から**2,000円を引いた額の40%分に当たる金額**が、所得税から減税されます(税額控除方式の場合)。(お住まいの自治体が指定したイベントについては、さらに最大10%分が住民税から減税されます。)

▶**例えば、10,000円のチケット代金を払い戻さずに寄附をすることとした場合、最大で4,000円の減税となり、お手元に返ってきます。**(お住まいの自治体が指定したイベントの場合)

※所得額から寄附額を差し引く所得控除方式を選択することも可能ですが、多くの方は上記の税額控除方式の方が減税額が大きくなります。

※「寄附」合計額は、今回の特例以外の既存の寄附金税制の対象寄附も含めた合計金額となります。

Q4 確定申告はいつまでにどこに何を持参すればよいですか？

▶確定申告は**翌年2月中旬～3月中旬**に、**各地の税務署**にて受け付けています。(還付申告は、申告する年分の翌年1月1日から5年間はいつでもできます。)

▶本税制に関する2種類の証明書のほかに、**マイナンバーカードなどの本人確認書類、申告する年分の給与所得の源泉徴収票**などが必要です。詳しくは、所轄の税務署等にお問い合わせください。

問合せ先

相談メールアドレス ticket-kifu-soudan@mext.go.jp



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4855)



スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)